

東日本大震災への対応と今後の取組

国土交通省

令和2年3月10日

目次

1. インフラの復旧・復興（概要）・・・P2	1-1. 道路・・・P8
	1-2. 鉄道・・・P9
	（参考）東日本大震災等により被災した鉄道路線の復旧に向けた取組・・・P10
	（参考）JR気仙沼線BRTでの自動運転バス実証実験・・・P11
	（参考）JR常磐線の開通の見通し・・・P12
	1-3. 海岸・・・P13
	1-4. 港湾・・・P14

2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）・・・P3	2-1. 災害公営住宅・・・P15
	2-2. 民間住宅の自力再建・・・P16
	2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業・・・P17
	（参考）住まいの工程表について・・・P18
	2-4. 被災地におけるまちづくりの取組（福島復興再生拠点整備事業）・・・P19
	2-4. 被災地におけるまちづくりの取組（市街地再開発事業等）・・・P20
	2-4. 被災地におけるまちづくりの取組（都市公園事業）・・・P21
	2-5. 復興した地域の姿の記録と発信（地図・地形データ等整備事業）・・・P22
	2-6. 地域公共交通確保維持改善事業・・・P23
	2-7. 国営追悼・祈念施設・・・P24
	2-8. 用地取得の迅速化、施工確保対策・・・P25

3. 観光の振興（概要）・・・P4	（参考）東北地方における延べ外国人宿泊者数・・・P26
	（参考）東北観光復興対策交付金・・・P27
	（参考）東北観光復興キャンペーン・・・P28
	（参考）東北デスティネーション・キャンペーンの実施・・・P29
	（参考）福島県における観光関連復興支援事業・・・P30

（参考）「復興・創生期間」後における・・・P5	
東日本大震災からの復興の基本方針	
（概要）	

	（参考）公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況・・・P31
	（参考）帰還困難区域の復興・・・P32

1. インフラの復旧・復興（概要）

- 地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧は概ね終了。
- 引き続き、災害に強く、かつ被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、2020年度までの完了を目指す。

復興の現状

- （道路）
- 国土交通省が中心となって整備を進めている復興道路・復興支援道路(550km)全線の開通見通しが確定
 - 三陸沿岸道路の仙台～宮古は、気仙沼市内を除き2019年6月に完成[2019.6.22]
 - 東北中央道の相馬～福島は、2019年12月に常磐道と接続[2019.12.22]
 - 常磐道常磐双葉ICの供用開始[2020. 3.7]

- （鉄道）
- JR山田線の三陸鉄道への運営移管・全線運転再開(宮古～釜石間)[2019. 3.23]
 - JR常磐線の全線運転再開[2020.3.14(予定)]

- （港湾）
- 主要な港湾施設の復旧は2017年度で完了



三陸沿岸道路
歌津～小泉海岸



三陸鉄道(旧JR山田線)(釜石～宮古間)

今後の取組

- 被災地の早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路・復興支援道路の早期完成を目指す
- 復興の加速化の拠点となる港湾施設の整備を行う

今後の見通し

- 復興道路・復興支援道路の復興・創生期間内(2020年度まで)の全線開通
- 常磐道(いわき中央～広野、山元～岩沼)の4車線化[2020年度内]
- 小名浜港の国際物流ターミナルの完成[2020年度内]



三陸沿岸道路
釜石南～釜石両石(釜石JCT)
(2019.1現在)

2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）

- 災害公営住宅・高台移転の整備は概ね完了。
復興・創生期間内に全て完了するよう、国・県・市町村一体となって取り組む。
- まちのにぎわいの創出、新たなまちでの交通網の形成等を進める。

復興の現状

- 災害公営住宅の完成状況（岩手県、宮城県、福島県）
2019.12末までに29,474戸（進捗率99%）完成済み（計画戸数 29,810戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）
- 民間住宅等用宅地の供給状況（岩手県、宮城県、福島県）
2020.1末までに18,053戸（進捗率99%）供給済み（計画戸数 18,234戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）
- 福島の帰還困難区域等において、復興・再生の拠点となる市街地の整備を支援
（双葉町2地区、大熊町1地区）
- 被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を特例的に支援（岩手県、宮城県、福島県）
- 国営追悼・祈念施設の建築土木工事等を実施
（岩手県陸前高田市、宮城県石巻市、福島県浪江町）
- 岩手県釜石市において、ラグビーワールドカップ2019試合会場となる「釜石鶴住居復興スタジアム」が供用開始 [2018.8.1]



高柳東団地



美田園北団地

宮城県名取市 災害公営住宅整備事例



防災集団移転促進事業
（岩手県宮古市田老地区）



釜石鶴住居復興スタジアム

今後の取組

- 災害公営住宅の整備について、引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って事業を着実に推進
- 都市再生機構（UR）による現地支援体制の確保
- 高台移転について、引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施
- 復興・再生の拠点となる市街地の整備について、大熊町では、2019年4月に新庁舎が開庁しており、引き続き事業を着実に推進
双葉町では、2022年春頃の帰還困難区域の解除に向け、引き続き事業を着実に推進
- 被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を引き続き支援
- 国営追悼・祈念施設について、岩手県・宮城県では2020年度末を目途に整備
福島県では2020年度中の一部利用に向け整備



大熊町 大川原地区
福島復興再生拠点整備事業



岩手県における国営追悼・祈念施設

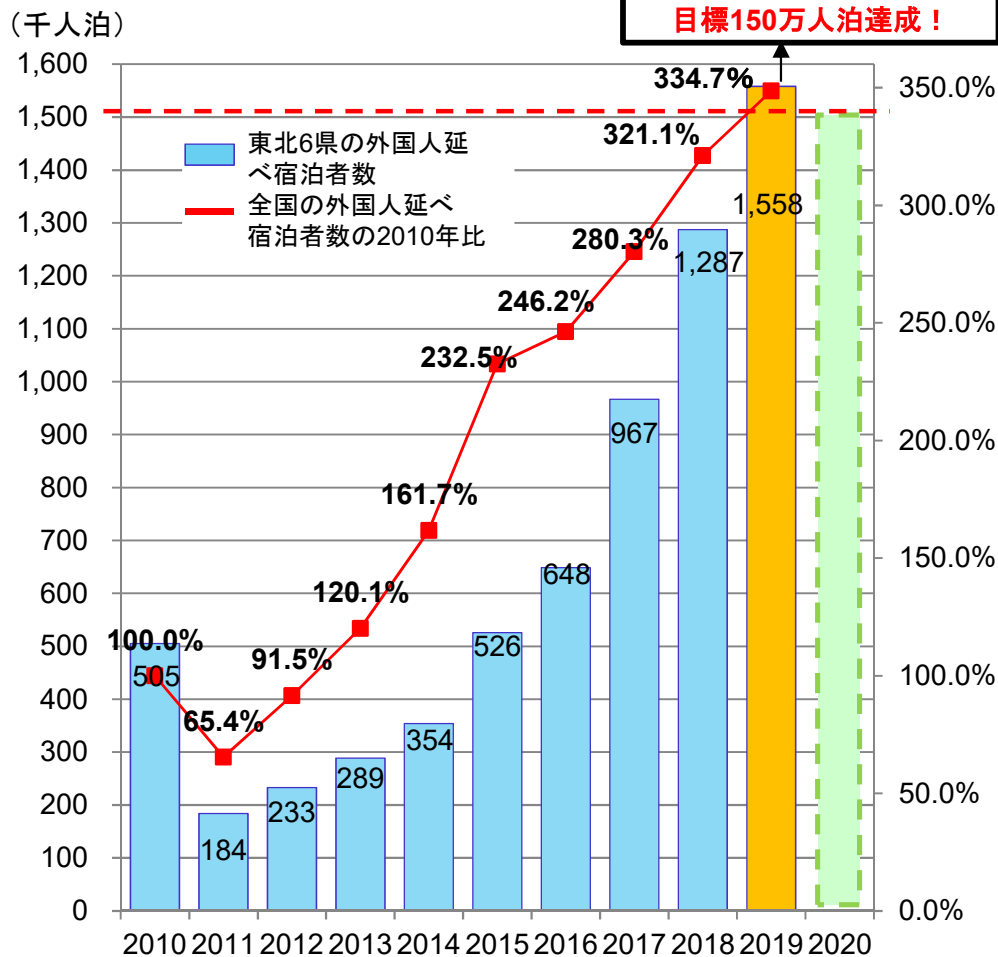
3. 観光の振興（概要）

- 2019年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約3倍の約156万人泊。
- 政府が掲げた「2020年までに外国人延べ宿泊者数150万人泊とする」目標を1年前倒しで達成した。

復興の現状

- 東北地方における外国人延べ宿泊者数について、「2020年150万人泊」の目標を1年前倒しで2019年に達成

【東北6県における外国人宿泊者数（2010年比）】



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」※2019年は速報値

2020年の取組

観光地域づくりの支援（東北観光復興対策交付金）

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援
- 「復興オリンピック・パラリンピック」関連事業を積極的に支援
- 訪日外国人延べ宿泊者数150万人泊達成後の東北復興の総仕上げとして官民連携でのキャンペーンを実施



東京2020大会関連イベント
東北絆まつり



一部の祭りにおいて
特別観覧商品の設置



競技会場と福島県会津若松市間
を結ぶバスを運行

訪日プロモーション（JNTO運営費交付金）

- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして集中的な訪日プロモーションを実施。



海外の著名人を活用した情報発信
（福島県／磐梯山でのトレッキング）



オンライン旅行会社等と連携した
販促キャンペーン

※ その他事業として、海外メディアの招請、海外旅行会社の招請及び商談会、海外旅行会社等と連携した共同広告等を実施。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

令和元年12月20日
閣議決定

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

I. 復興施策の総括

- 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進
- 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階
- 原子力災害被災地域:「復興・再生」に向けた本格的な動き

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)
地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す
(課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等
避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み
発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備
(課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調
(課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

(1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)

(課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信

(2) 放射性物質の除去等

(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、
最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除
福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人)

(課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備

(課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積
国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林
整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

5. 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

(成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果) ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与

(課題(1~3共通)) 復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進

(課題) 後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

Ⅱ. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震・津波被災地域

復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

▶ ハード事業

- ハード事業は、期間内の完了を目指す。未完了となる一部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続
- ただし、災害復旧事業は支援を継続

▶ 心のケア等の被災者支援

- コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
- 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

▶ 被災した子どもに対する支援

- 特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

▶ 住まいとまちの復興

- 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
- 災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

▶ 産業・生業

- 対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
- 漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

▶ 地方単独事業等

- 人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

▶ 原子力災害に起因する事業

- 風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

▶ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

- 廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施

▶ 環境再生に向けた取組

- 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
- 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

▶ 帰還・移住等の促進・生活再建等

- 帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
- 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
- 特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
- 帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- 浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
- 国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

▶ 事業者・農林漁業者の再建

- 事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

▶ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- 情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
- 農林水産物の販路回復・開拓、福島の観光復興

▶ 地方単独事業等

- 人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

2. 復興を支える仕組み

(1) 財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- 東日本大震災復興特別会計の継続 ➢ 震災復興特別交付税制度の継続

(2) 法制度

[復興特区法]

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討
- 復興交付金は廃止

[福島特措法]

- 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

(3) 自治体支援

- 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- ・ 内閣直属の組織体制 ・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能

- 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)
⇒ 具体の位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定
福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

1-1. 道路

- 東日本大震災において、直轄国道、高速道路等が大きな被害を受けたものの、概ね復旧完了。
- 国土交通省が中心となって整備を進めている復興道路・復興支援道路(550km)全線の開通見通しが確定。
- 三陸沿岸道路の仙台～宮古は、気仙沼市内を除き2019年6月22日に完成。
- 東北中央道の相馬～福島は、2019年12月22日に常磐道と接続。

現状と課題

○ 復興道路・復興支援道路の整備

- ・H31. 3. 3: 遠野住田～遠野(11.0km)開通
- ・H31. 3. 9: 釜石南～釜石両石(14.6km)、釜石JCT～釜石仙人峠(6.0km)開通
- ・H31. 3.21: 唐桑小原木～陸前高田長部(3.5km)開通
- ・R1 . 6.22: 釜石北～大槌(4.8km)開通
- ・R1 .12. 8: 都南川目道路(3.4km)開通
- ・R1 .12.22: 相馬～相馬山上(6.0km)開通
- ・R2 . 2.24: 気仙沼中央～気仙沼港(6.0km)開通
- ・R2 . 3. 1: 久慈北～侍浜(8.0km)開通
- ・R2 . 3. 下旬: 下川井地区(2.0km)開通予定

○ 常磐自動車道

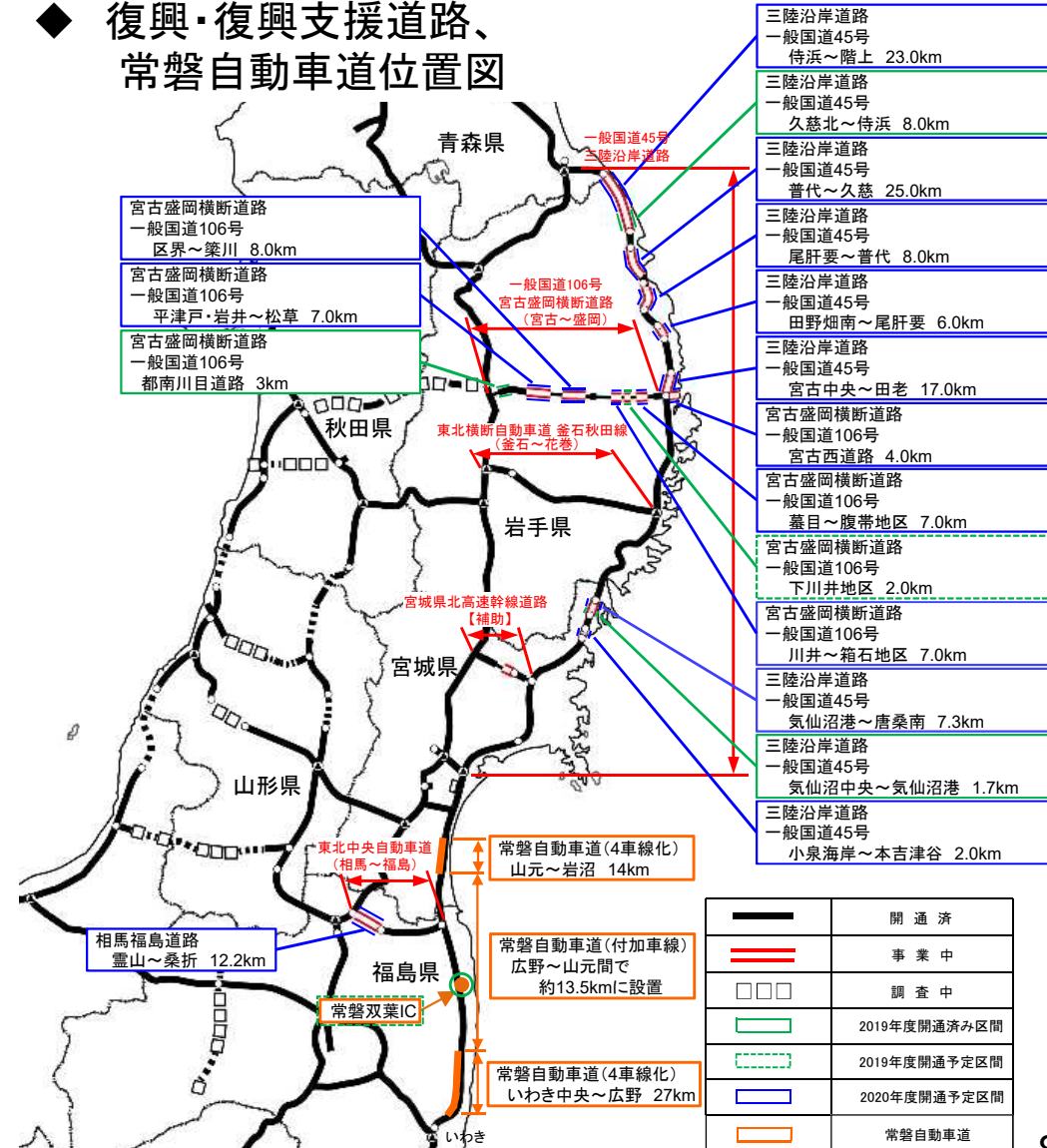
- ・H31.3.31: 大熊IC開通
- ・R2 .3. 7: 常磐双葉IC開通、付加車線(約13.5km)のうち約4.3km完成

○ その他、直轄国道の復旧を実施



三陸沿岸道路
気仙沼中央～気仙沼港 開通式

◆ 復興・復興支援道路、常磐自動車道位置図



今後の取組

○ 復興道路・復興支援道路の整備

- ・東日本大震災からの復興の総仕上げとして、復興・創生期間内(2020年度まで)の全線開通に向け着実に事業を推進

○ 常磐自動車道

- ・4車線化 いわき中央～広野※ 山元～岩沼※
- ・付加車線 広野～山元(87km)うち残り約9.2km

※復興・創生期間内(2020年度まで)での完成を目指す

○ その他、直轄国道の復旧を引き続き実施



三陸沿岸道路 気仙沼中央～気仙沼港 (2020.1現在)

—	開通済
==	事業中
□□□	調査中
—	2019年度開通済み区間
- - -	2019年度開通予定区間
—	2020年度開通予定区間
—	常磐自動車道

1-2. 鉄道

○ JR常磐線については、令和2年3月14日に全線開通予定。

復興の現状

(JR山田線)

○ JR山田線(宮古～釜石間)については、三陸鉄道へ運営移管の上、三陸鉄道リアス線として運転再開(H31.3.23)。

(JR大船渡線、JR気仙沼線)

○ JR大船渡線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意(H27.12)。

○ JR気仙沼線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意(H28.3)。

(JR常磐線)

○ 残る不通区間である浪江～富岡駅間は令和2年3月14日に開通予定。

<参考>その他路線の復旧状況

(JR石巻線)

・石巻線(浦宿～女川) H27.3.21 運転再開

(JR仙石線)

・仙石線(高城町～陸前小野) H27.5.30 運転再開

(三陸鉄道)

・南リアス線(釜石～盛) H26.4.5 運転再開

・北リアス線(久慈～宮古) H26.4.6 運転再開



<参考:JR常磐線 富岡～竜田駅間の運転再開時の様子(H29.10)>

今後の取組

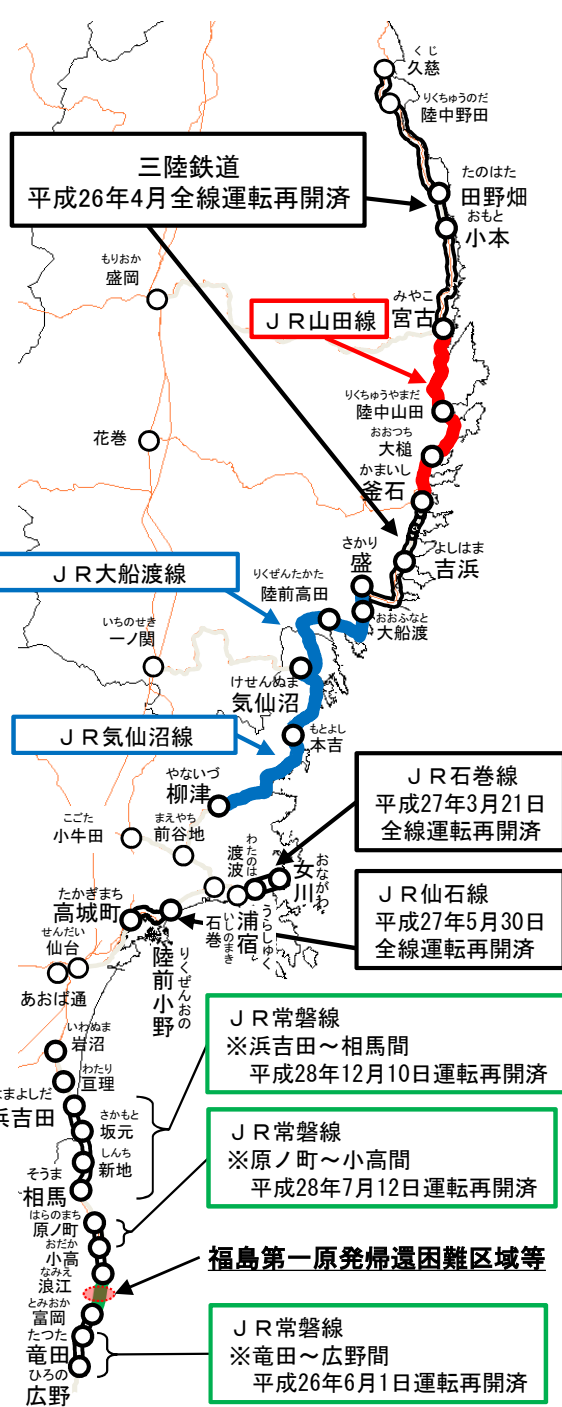
(JR大船渡線、JR気仙沼線)

○ 専用道の整備を着実に図り、定時性・速達性を確保。

・大船渡線の専用道化率:約4割(目標:約5割)

・気仙沼線の専用道化率:約8割(目標:約9割)

○ 沿線地域の要望を踏まえ、駅(停留所)の移設等を実施。



JR山田線(宮古～釜石間) → **JR東日本から三陸鉄道へ運営移管の上、運転再開**

- JR東日本からの地元自治体等に対する、JR山田線の三陸鉄道への運営移管の提案について、平成27年2月に合意。
- 平成27年3月より復旧工事に着手、平成31年3月23日に運転再開。

JR大船渡線(盛～気仙沼間)
JR気仙沼線(気仙沼～柳津間) → **BRTによる本格復旧**

- 気仙沼線は平成24年8月に地元バス会社によるBRTの運行(平成24年12月からはJR東日本による運行)を開始。
- 大船渡線は平成25年3月にJR東日本によるBRTの運行を開始。
- 沿線首長会議等を通じて、大船渡線は平成27年12月、気仙沼線は平成28年3月にBRTによる本格復旧で合意。

JR常磐線(小高～竜田間) → **令和元年度末までの全線開通を目指す**

- 小高～浪江間：平成29年4月1日に運転再開済
- 富岡～竜田間：平成29年10月21日に運転再開済

【帰還困難区域を含む区間】

- 浪江～富岡間：令和2年3月14日に運転再開予定

○ BRT専用道を用いた自動運転バスの技術実証実験を実運用に近い形で実施。
 (車線維持、速度制御、トンネル内走行、障害物検知、相互通行等) ➡ **5年以内の段階的な導入を目指す**

○実施期間:

令和元年11月25日
 ~令和2年2月14日

○走行区間

気仙沼線BRT柳津駅
 ~陸前横山駅
 (宮城県登米市 4.8km)

○参画

JR東日本(株)、先進モ
 ビリティ(株)、愛知製鋼
 (株)、SBDライブ(株)、
 京セラ(株)、ソフトバンク
 (株)等



自動運転走行中

気仙沼線BRT 全体地図



(C) Yahoo Japan , (C) ZENRIN 217LE第1040号
 (C) Yahoo Japan 217LE第1041号



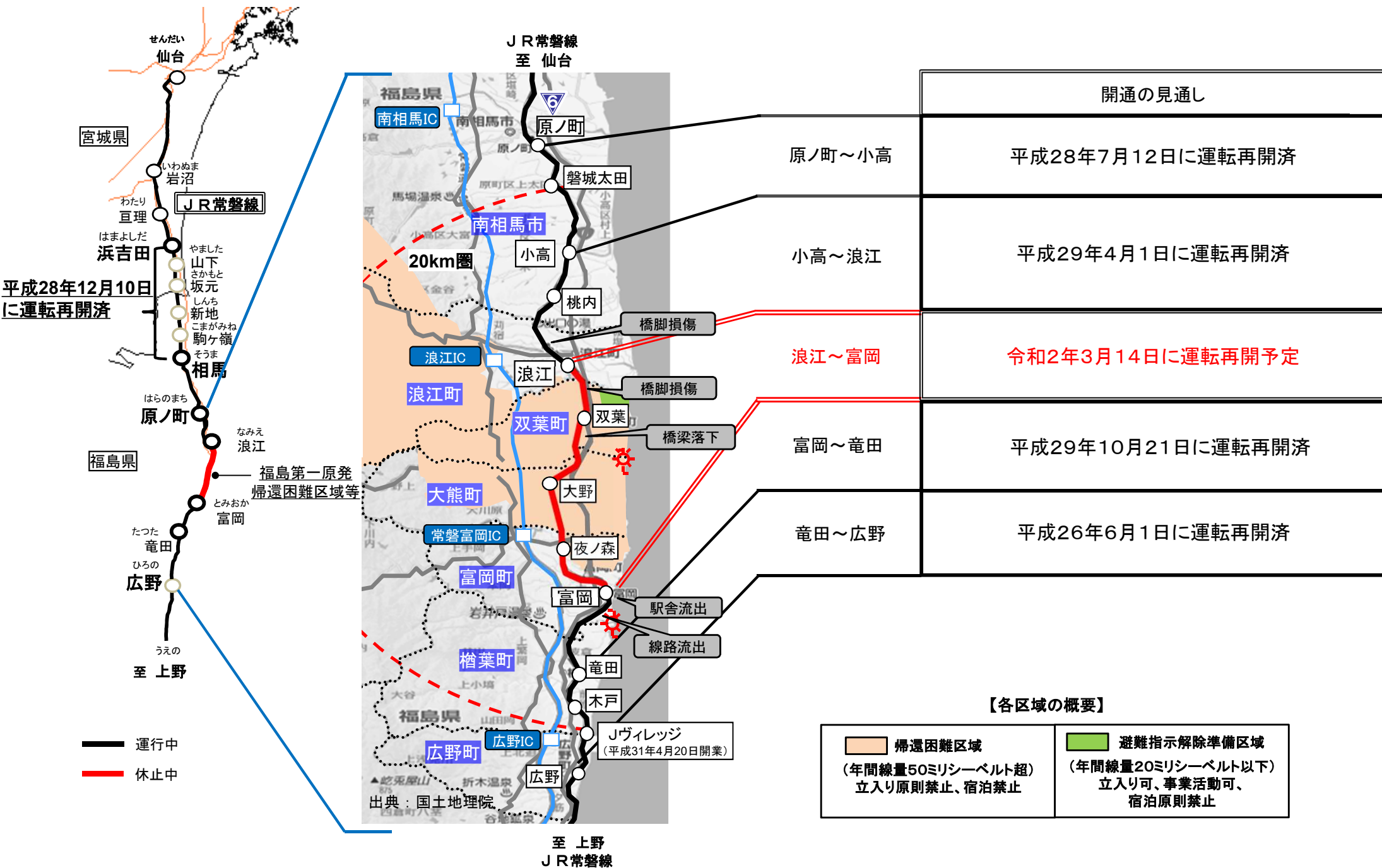
柳津駅 (気仙沼方から撮影)

自動運転バス(実証実験用)



※柳津~陸前戸倉間は一般道への出入口がないことに加え、転回できる場所もないため、陸前横山~陸前戸倉間は回送とし専用道を運行する。また実験期間中、通常営業のBRTについては、柳津~陸前戸倉間において並走する一般道へ迂回運行する。

(参考)JR常磐線の開通の見通し



1-3. 海岸

○被災6県(※)においては令和2年度を目途に、福島12市町村を除く全ての海岸堤防等の完成を目指している。

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

○海岸堤防等の復旧・復興事業を着実に推進。

復興の現状

○県・市町村施工区間では、海岸管理者が地元に対する説明会等を重ね、地元住民の理解を得て順次工事着手。

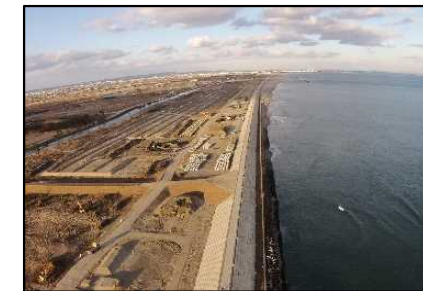
状 況	令和2年1月末
合 計	624地区海岸[276地区海岸]
完 成	410地区海岸(66%) [209地区海岸(76%)]
建 設 中	210地区海岸(34%) [67地区海岸(24%)]
工事着手に向けた設計、 用地手続き中等	4地区海岸(1%) [0地区海岸(0%)]

○復旧・復興を支える上で不可欠な仙台空港等重要施設の前面の区間等を含む国施工区間及び代行区間はH29年3月末で完了。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸



山元海岸(宮城県山元町)



仙台海岸(宮城県仙台市)

※国土交通省及び農林水産省所管海岸における復旧・復興箇所の合計(表中[]書きは国土交通省所管分)。

※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。

(対象市町村:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町、双葉町)

※県からの聞き取りによる

今後の取組



仙台塩釜港海岸(宮城県)

○国土交通省として、速やかに復旧・復興が進むよう海岸管理者である県などに対し最大限の支援を実施。

1-4. 港湾

- 復旧工程計画に定められた131施設については、平成29年度にすべて復旧を完了。
- 被災地域の経済を支える物流拠点、エネルギー輸入拠点の形成等に向け、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の整備を推進。

復興の現状

【復旧】

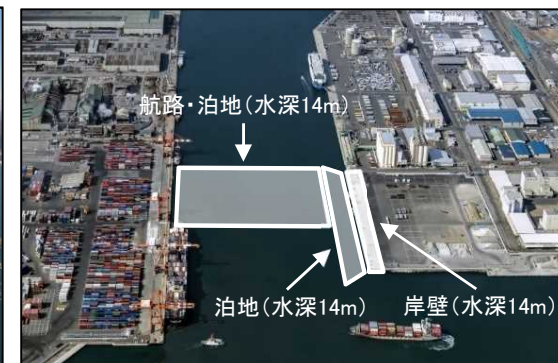
○復旧工程計画に定められた131施設について、平成29年度末の釜石港湾口防波堤、相馬港沖防波堤の完了により、すべて復旧完了。

【復興】

○被災地域の経済を支える物流拠点として、仙台塩釜港において、完成自動車やばら積み貨物等を取り扱う国際物流ターミナルの供用を開始。その他、小名浜港、八戸港等においても引き続き整備を推進。



釜石港 (湾口防波堤全景)



仙台塩釜港
(仙台港区中野地区国際物流ターミナル)

今後の取組

【復興】

○小名浜港では、東北地域や首都圏への電力供給等に対応するため、現在、石炭供給拠点として、石炭運搬船の大型化に対応した岸壁等の整備を推進。

○八戸港では、LNG需要の増加に対応し北海道へエネルギーを供給するLNG輸入ターミナルが平成27年に供用開始。現在、航行船舶の安全性向上に資する防波堤等の整備を推進。



小名浜港



八戸港

2-1. 災害公営住宅

- 災害公営住宅の整備は令和元年度末に概ね完了。
復興・創生期間内に全て完了するよう、国・県・市町村一体となって取り組む。

復興の現状

○災害公営住宅の整備

- ・ 災害公営住宅の完成状況（岩手県、宮城県、福島県）
R1.12末までに29,474戸（進捗率99%）完成済み（計画戸数 29,810戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）
- ・ 住まいの復興工程表により被災者の方々に対し住宅再建等に係る時期の目安を提示するとともに、これに基づく整備を推進。
- ・ 災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」（H26.9 第4回復興加速化会議取りまとめ）を展開。被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底するとともに、その実施状況のフォローアップを実施。

○都市再生機構（UR）による現地支援体制の確保

今後の取組

○災害公営住宅の整備

- ・ 引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って事業を着実に推進。
- ・ 引き続き、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の徹底を図る。

○都市再生機構（UR）による現地支援体制の確保

- ・ 事業の進捗にあわせて、現地の業務執行体制を確保

2-2. 民間住宅の自力再建

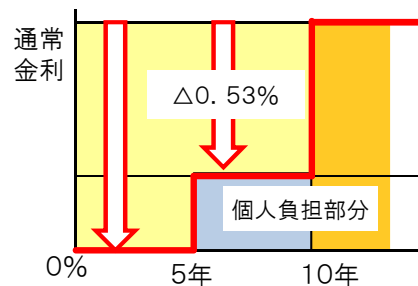
○防災集団移転促進事業等の面整備事業による宅地供給は大詰め
⇒被災者による住宅再建は最盛期

復興の現状

災害復興住宅融資

- 被害を受けた住宅等の再建等を図ろうとする者に、災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を実施
- 自治体と地域の建設事業者や住宅金融支援機構が連携し、被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化
- 自治体と連携し、防災集団移転事業等により造成された宅地の分筆登記前に融資金を交付することで住宅着工の早期化を支援

災害復興住宅融資（建設・購入）
基本融資額の融資金利引下げのイメージ



災害復興住宅融資の
申請戸数（累計）

H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度（1月末まで）
5,294	10,330	14,110	16,834	18,921	20,703	21,819	22,655	23,133

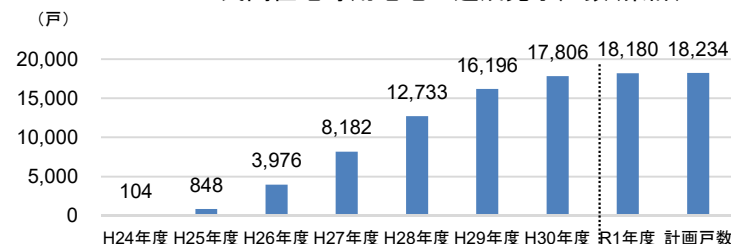
※ 単位：戸数
※ 令和2年1月末時点

防災集団移転促進事業等における再建支援

- 防災集団移転促進事業では造成した団地における移転者の住宅再建を促進するため引き続き以下の取組を実施
 - ・住宅建設・土地購入のための借入金に係る利子相当額の補助(※)
 - ・住居の移転費用の補助(※)
 - ・宅地を借地として提供することによる初期費用の低減

※がけ地近接等危険住宅移転事業において同様の支援をしている。

民間住宅等用宅地の造成完了戸数（累計）



※民間住宅等用宅地：防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業関係防災機能強化事業
※往まいの復興工程表による
(R1.9月末時点)

被災者・工務店等のマッチングサポート

- 「地域型復興住宅推進協議会」が、被災者に対し地域の優良な工務店や住宅生産者グループの情報提供をするとともに、工務店に対し人材紹介や資材調達の支援を行い、円滑な工事を支援している。

今後の取組

- 被災者の住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進する。

2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、工事の進捗状況や住民意向の変化など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援や機動的な計画の見直しにより、住まいの復興工程表に基づく着実な事業の実施を図ってきている。
- その結果、2020.1末時点で、約99%の地区において宅地の造成を完了。

復興の現状

○実情に応じた事業の着実な推進の支援

- ・住宅供給戸数が多いなど大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区について、復興・創生期間内における早期の事業完了に向け、復興庁とも連携し、地区ごとの実情に応じた支援を実施。

○宅地引渡しの円滑化

- ・造成した宅地を引き渡す際の地盤に関する情報提供等を促進。

○防災集団移転事業の元地の利活用の円滑化

- ・防災集団移転促進事業により取得した土地の有効活用に資する譲渡の円滑化
- ・復興庁と連携し、移転元地を利用する事業のために土地交換を行った地権者に対して登録免許税を免税

○土地の有効活用の推進

- ・地権者の意向の「見える化」(図面化して情報公開)、空き地バンクの立上げと運用、土地を利用したい人と提供したい人とのマッチング支援等、土地利用を促進する取組みを推進。

土地の有効活用の例 (宮城県気仙沼市鹿折・南気仙沼地区)

マッチング方式の導入による企業立地促進

換地を自己活用せず、売却や賃貸などによる土地活用を望む地権者と、地区内にて事業展開を希望する事業者との機会を提供する仕組み

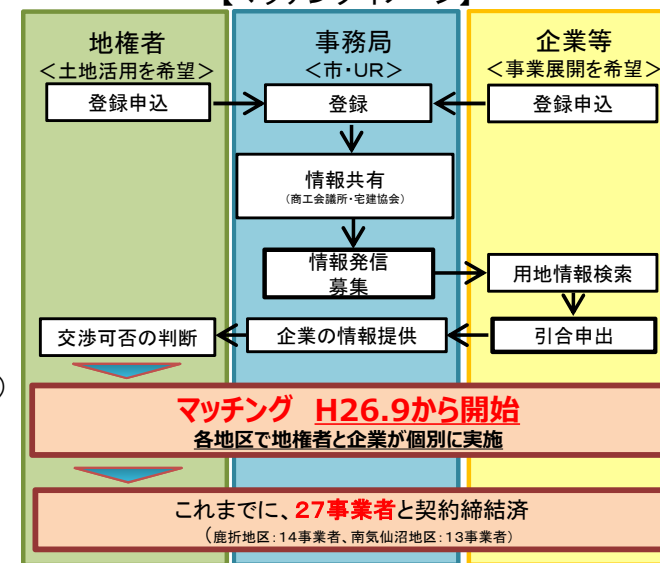
【土地利用計画】



(鹿折地区の例)



【マッチングイメージ】



今後の取組

○地区の実情に応じたきめ細かな支援

- ・引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。
- ・土地の有効活用に向けた対応策等の先進事例を各自治体と継続的に共有。

(参考)住まいの復興工程表について(R1.9末現在)

1. 災害公営住宅の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、令和元年度末までに概ね5,700戸が工事終了の見込み
- ・宮城県では、平成30年度末で工事終了。
- ・福島県では、令和元年度末までに概ね8,000戸が工事終了の見込み

(工事終了時期・累計)

(単位・戸)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	計 画	
								(調整中)
岩手県 (進捗率)	4,594 (79%)	5,284 (91%)	5,672 (97%)	5,734 (98%)	5,833 (100%)	5,833 (100%)	5,833	-
宮城県 (進捗率)	13,784 (87%)	15,415 (97%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823	-
福島県	津波・地震 (進捗率)	2,758 (98%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807	-
	原発避難者 (進捗率)	3,400 (71%)	4,707 (99%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,890	(123)
	帰還者	69	283	293	399	425	457	-
計 (進捗率)	〔 24,605 24,536 〕 (84%)	〔 28,496 28,213 〕 (96%)	〔 29,362 29,069 〕 (99.4%)	〔 29,530 29,131 〕 (99.7%)	〔 29,655 29,230 〕 (100%)	〔 29,687 29,230 〕 (100%)	〔 29,810 29,230 〕	(123)

※ 「調整中」は、復興・創生期間における計画戸数のうち意向確認を行っているものなどであり、各年度末の進捗率については、「調整中」を除いた進捗を示している。

※ 福島県の帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定であるため進捗率は示していない。3県合計の[]書きで、帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない合計戸数、合計進捗率を示している。

2. 民間住宅等用地の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、2019年(令和元年)度末までに概ね7,400戸が供給される見込み
- ・宮城県では、2019年(令和元年)度末までに概ね8,900戸が供給される見込み
- ・福島県では、2019年(令和元年)度末までに概ね1,900戸が供給される見込み

※民間住宅等用地: 地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

(宅地供給時期・累計)

(単位・戸)

	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	計画
岩手県 (進捗率)	2,385 (32%)	4,164 (56%)	6,069 (81%)	7,143 (96%)	7,423 (99.3%)	7,477 (100%)	7,477
宮城県 (進捗率)	5,064 (57%)	7,272 (82%)	8,307 (93%)	8,822 (99.1%)	8,900 (100%)	8,900 (100%)	8,900
福島県 (進捗率)	733 (39%)	1,297 (70%)	1,820 (98%)	1,841 (99.1%)	1,857 (100%)	1,857 (100%)	1,857
計 (進捗率)	8,182 (45%)	12,733 (70%)	16,196 (89%)	17,806 (98%)	18,180 (99.7%)	18,234 (100%)	18,234

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(福島復興再生拠点整備事業)

○ 福島再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)により、避難指示の解除又は解除の見通しが立っている区域において、復興・再生の拠点となる市街地(一団地の復興再生拠点市街地形成施設:都市計画に定める都市施設)の整備を支援。

<支援メニュー> ・計画策定費 ・公共施設等整備費:地区公共施設、高質空間形成施設、拠点支援施設、モニタリングポスト ・用地取得造成費

復興の現状

令和2年1月末現在、福島県大熊町(大川原地区)、双葉町(双葉駅西地区、中野地区)の計3地区で事業を実施。

大熊町

大熊町は、町内の居住制限区域内にある比較的線量の低い大川原地区に、新たな復興拠点を整備することを公表。

帰町を望む住民のための町内復興拠点の整備を目指している。

<大川原地区 復興拠点>

旧避難指示区域 (H31年4月10日解除)

事業期間:平成28年度~令和2年度

事業面積:約18.3ha

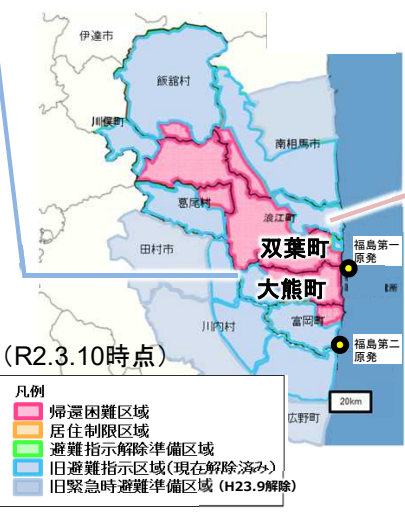
H29.3 事業認可

H29.8 工事着手

H31.4 町新庁舎開庁



<広域図(避難指示状況)>



双葉町

双葉町は、避難指示解除準備区域、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として、また、帰還困難区域※に指定されている双葉駅西地区を帰還住民・就業者等のための「新たな生活の場」として位置付け。両拠点が連携しながら町の復興を先導することとしている。

※双葉駅西地区では、H29.9に帰還困難区域内でも除染をはじめとした帰還環境整備が可能となる「特定復興再生拠点区域」を設定。

<双葉駅西地区 復興拠点>

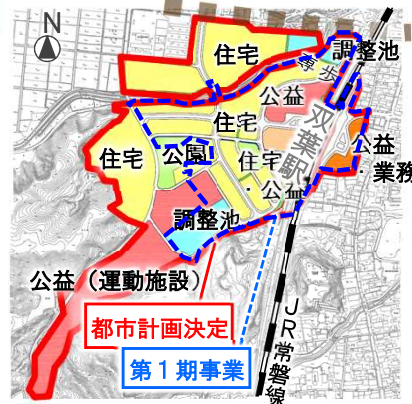
帰還困難区域内 (一部避難指示解除)

事業期間:平成30年度~令和3年度

事業面積:約23.9ha (I期12.3ha)

H30.7 事業認可

R1.8 工事着手



<中野地区 復興拠点>

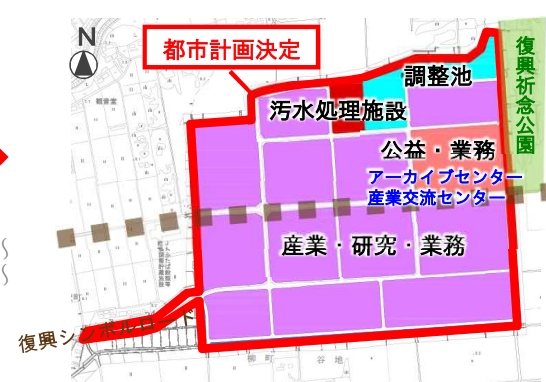
旧避難指示区域 (R2年3月4日解除)

事業期間:平成29年度~令和2年度

事業面積:約49.6ha

H29.7 事業認可

R30.1 工事着手



連携

今後の取組

○大熊町の大川原地区では、2019年4月に新庁舎が開庁しており、引き続き事業を着実に推進

○双葉町の中野地区では、整備完了箇所から企業立地を進めており、引き続き事業を着実に推進

双葉駅西地区では、2022年春頃の帰還困難区域の解除に向け、引き続き事業を着実に推進

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(市街地再開発事業等)

- 被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進するため、市街地再開発事業等を実施。事業実施主体へ除却費や共同施設整備費等を補助。
- 令和2年1月末現在、8地区において事業を実施中、16地区において事業完了となっている。

復興の現状

■復興における市街地再開発事業等の動向 (R2.1 末時点)

市街地再開発事業等実施地区数: 24地区

※復興交付金の支援を受ける地区

都道府県名	市町村名	地区数	進捗段階
宮城県	石巻市	12地区	計画中…5地区 建築工事着工済み…1地区 完了…6地区
	塩竈市	1地区	建築工事着工済み…1地区
	名取市	1地区	完了…1地区
	気仙沼市	6地区	完了…6地区
	仙台市	1地区	完了
福島県	須賀川市	2地区	建築工事着工済み…1地区 完了…1地区
	いわき市	1地区	完了

■市街地再開発事業等地区事例 (宮城県名取市)

【名取駅前地区】

- ・ 施行面積 : 約0.73ha
- ・ 施行期間 : 平成26～31年度
- ・ 施行者 : 組合
- ・ 整備概要 : 商業、生活利便施設、公益施設、駐車場、住居



- 被災した図書館・公民館に加え、住居・生活利便施設などを複合して集約・再建。

今後の取組

震災により被害を受けた地区の恒久的な住まい、にぎわいのある中心市街地を再生させるため、暮らしやすい市街地を整備。

(参考)被災地におけるまちづくりの取組(都市公園事業)

- 釜石市は、ラグビーワールドカップ2019会場として「釜石鵜住居復興スタジアム」を新規整備(H30.8供用開始)。
- 市は、三陸被災地の復興を象徴するラグビーワールドカップ2019の開催後も、大会を契機とし広域的なスポーツ交流の場とするとともに、震災の教訓を次世代に伝える防災避難学習施設としても活用している。
- 国土交通省は、社会資本整備総合交付金により、「釜石鵜住居復興スタジアム」の整備を支援。



公園平面図



釜石鵜住居復興スタジアム



ワールドカップ2019後の活用状況

2018年8月19日 釜石鵜住居復興スタジアム オープニングイベント開催
(入場者数：6,530人)



オープニングイベント時の様子

○高台移転など大規模な造成・地形改変が概ね完了し、地震後の地殻変動も落ち着きつつある令和元、2年度に、改めて地図情報や地形データ等を整備・提供することで、今後の復興まちづくりや防災対策に貢献するとともに、復興した地域の姿を国内外に発信。
 <参考> 平成23、24年度に、災害復興のベースとして利用可能な空中写真情報、地図情報、地形データを整備・提供。

復興の現状

■空中写真・地図情報整備

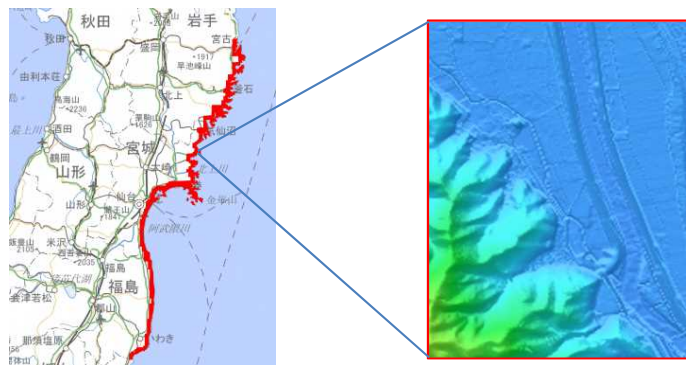


令和元年度までに、東北地方沿岸部で最新の空中写真整備(5,339km²)と現況に即した地図情報整備(3,626km²)を実施。

関係機関が実施する復興まちづくりや防災対策に貢献。

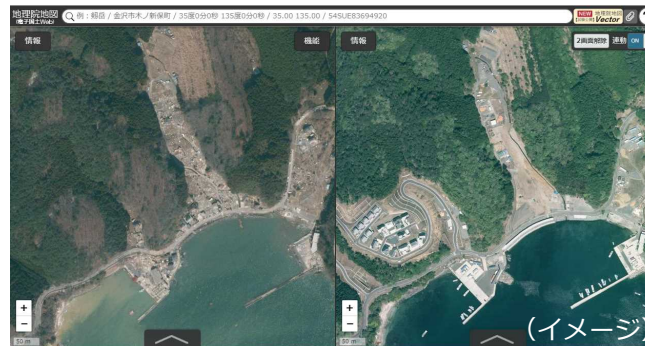
今後の取組

■地形データ(標高データ)整備



大規模な地形改変が行われた東北地方沿岸部で、航空レーザ測量を実施し、現況に即した詳細な地形データを整備。ハザードマップや浸水推定図作成のための基礎資料として活用。

■ウェブ地図(地理院地図)による発信



復興前後の地域の姿を並べて表示

復興の現状を正確に記録するとともに、地域の姿をウェブ地図を通じて国内外に発信。

2-6. 地域公共交通確保維持改善事業(被災地特例)

○復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

地域間輸送

(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

○補助対象事業

- ・「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件等を緩和した地域間輸送
(①東日本大震災被災地域における応急仮設住宅経由系統、②福島県の原子力災害被災地域における災害公営住宅経由系統)
- ・輸送量要件の緩和:「1日あたり輸送量15人以上」の要件を緩和
- ・補助対象経費算定方法の緩和:補助対象限度額の非適用等
- ・バス車両補助の弾力化:車両購入費の補助対象化(※上記②の運行に係る車両に限る。)

(1)補助率

収支差等の1/2

(2)特例措置の期間

・平成23～令和2年度

(3)対象地域

- ①岩手県、宮城県、福島県の全市町村
- ②避難指示・解除区域市町村(福島県内12市町村)



地域内輸送

(特定被災地域公共交通調査事業)

○補助対象事業

- ・仮設住宅等と、病院、商店、公的機関等との日常生活の移動確保を目的とする有償の地域内輸送等

(1)補助率

定額補助

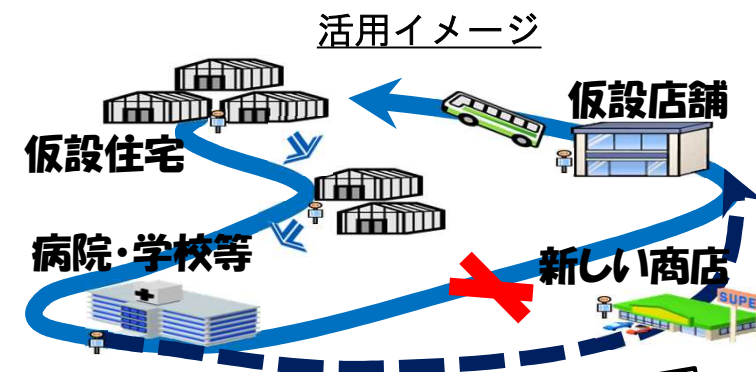
応急仮設住宅の箇所数に応じて上限額を設定
(30カ所未満の場合は3500万円)

(2)特例措置の期間

・平成23～令和2年度

(3)対象地域

・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)



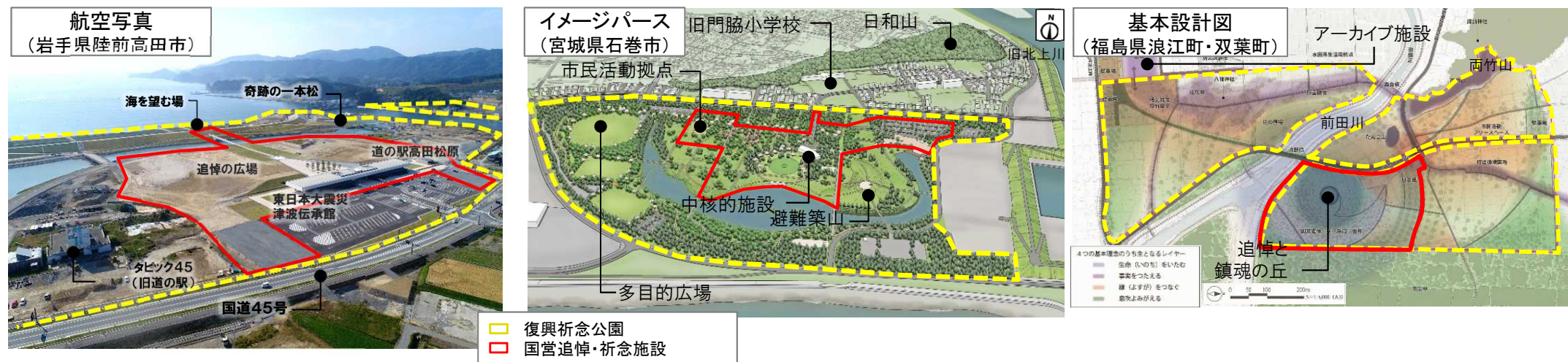
復興とともに、刻一刻と変化する病院や商店等の位置、被災者の移動ニーズの変化を把握しつつ、適時適切にバス路線の運行経路や便数等を見直し

2-7. 国営追悼・祈念施設

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県に国営追悼・祈念施設を設置する。
- 地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備する。

復興の現状

- 平成29年3月、岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市において起工式を実施。
- 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設の工事等を実施し、岩手県については、令和元年9月に一部利用開始。
- 福島県の復興祈念公園の基本計画をとりまとめ(平成30年7月)、基本設計を公表(令和元年5月)。



今後の取組

- 岩手県・宮城県 : 令和2年度末を目途に園路広場工事等の整備を推進する。
- 福島県 : 令和2年度中の一部利用に向け敷地造成工事を推進する。

2-8. 用地取得の迅速化、施工確保対策

- 基幹インフラの整備、住宅再建・復興まちづくりの推進に当たり、用地取得が復興の隘路となっていたことから、復興事業において、用地取得を飛躍的に短縮する収用手続等の加速化措置を講じてきた。
- 累次にわたり打ち出してきた施工確保対策が奏功し、入札不調は総じて落ち着いてきている。一度不調になった工事についても、二度目以降の発注等で契約に至っており、積み残しは出ていない。
- 今後も引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視するとともに、必要な対策を機動的に講じていく。

復興の現状

○収用手続の迅速化

平成26年度に講じた用地取得を短縮する収用手続等の加速化措置により、この1年間も引き続いて事業認定手続・収用裁決手続期間が短縮。

○予定価格の適切な設定

実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の8年連続の上昇、
実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算（復興係数による間接工事費の補正等）の実施。

○資材等の確保

公共プラントによる供給等による生コン供給体制の強化
（直轄整備：宮古、釜石 県整備：石巻、気仙沼）

※釜石地区はH29.4月に、宮古地区はH29.12月、気仙沼地区はH31.3に

必要な供給が終了したため、製造を終了。石巻地区はR2.3まで稼働し、以降は未定。

○公共建築工事の施工確保

「災害公営住宅 工事確保実施プログラム」の活用（標準建設費の見直し、共通仮設費の適正化等）、
「営繕積算方式」の普及・促進、「公共建築相談窓口」における個別事案への丁寧な対応

○i-Constructionの積極的な活用

「ICT土工活用証明書」を発行し、次回入札時に総合評価で加点する取組を行うなど、「i-Construction」を復興事業においても積極的に活用。

対象工種	全ての土木工事
対象地域	岩手県、宮城県、福島県
補正係数	共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2

東日本大震災の被災地における間接工事費の補正（復興係数）

今後の取組

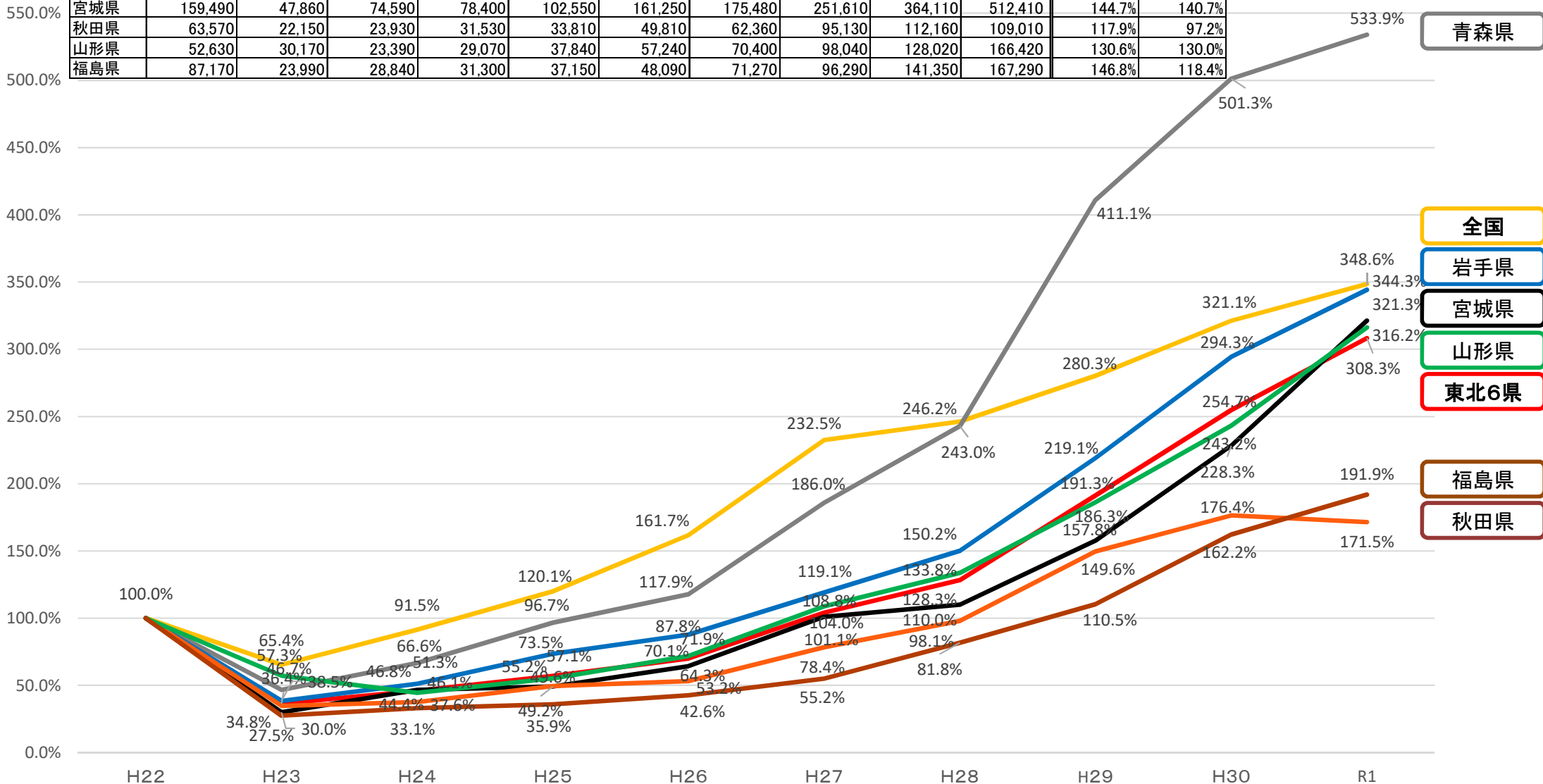
- これまでに発出した収用手続に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。
- 施工確保対策については、引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視し、地域の実情にあった復興の加速化に向け、必要な対策を機動的に講じる。

(参考)東北地方における延べ外国人宿泊者数(H22年比)

(人泊)

H22年比で全国が348.6%、東北6県は308.3%。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H30/H29年間比	R1/H30年間比
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	72,933,660	83,566,460	90,707,660	114.6%	108.5%
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,430	966,860	1,287,470	1,557,910	133.2%	121.0%
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	372,080	530,710	751,050	966,960	141.5%	128.7%
青森県	59,100	27,600	39,390	57,130	69,670	109,900	143,590	242,980	296,240	315,520	121.9%	106.5%
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	125,330	182,810	245,590	287,260	134.3%	117.0%
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	175,480	251,610	364,110	512,410	144.7%	140.7%
秋田県	63,570	22,150	23,930	31,530	33,810	49,810	62,360	95,130	112,160	109,010	117.9%	97.2%
山形県	52,630	30,170	23,390	29,070	37,840	57,240	70,400	98,040	128,020	166,420	130.6%	130.0%
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270	96,290	141,350	167,290	146.8%	118.4%



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象 ・R1は速報値

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

(参考)東北観光復興対策交付金(事業例)

「東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊にする」という政策目標の実現に向け、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組を支援する。

事業概要

・ **交付対象事業**：東北地方の地方公共団体が策定する「観光復興対策実施計画」に基づき実施する、訪日外国人旅行者を呼び込むための以下の取組

- ①観光復興促進調査事業 ②地域取組体制構築事業 ③プロモーション強化事業
- ④受入環境整備事業 ⑤滞在コンテンツ充実・強化事業 ⑥国際会議等誘致・推進事業

※原則として、複数の地方公共団体が連携して広域的に事業を行うものを支援

・ **交付対象事業者**：東北地方の地方公共団体 ・ **交付率**：事業費の8 / 10以内

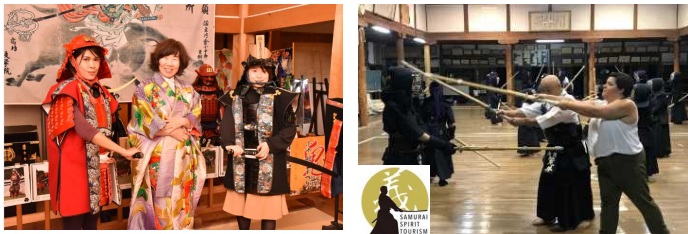
重点的に支援する事業

・ **インバウンド誘客に直接資する取組として、滞在コンテンツ充実・強化事業、受入環境整備事業、プロモーション強化事業に対して重点支援。**

滞在コンテンツ充実・強化事業

滞在プログラム開発等、地域資源を掘り起こし、観光への活用により旅行者の滞在促進に資する取組

(例) 「武士道」というテーマに沿った観光資源を巡るツアー等、地域の強みを生かした旅行商品を造成



受入環境整備事業

地域資源等の多言語化、Wi-Fi環境の整備、二次交通の整備等、旅行環境の整備や円滑化等に関する取組

(例) 外国人の需要に対応したWi-Fi整備や多言語観光案内看板の設置



プロモーション強化事業

旅行会社・メディア・インフルエンサーの招請、動画作成、イベントの開催・旅行博出展等、地域の情報発信の強化に関する取組

(例) 東北地方の観光資源を海外現地で発信。併せて、海外旅行会社の責任者に向けPR



(参考)東北観光復興キャンペーン

【背景】 150万人泊達成後の東北復興の総仕上げとして官民連携でのキャンペーンを令和2年度に実施。

【目的】 震災復興支援への「感謝」と、東北の今の「元気」を、世界へ発信。

知ってもらう

東北ハウスを活用した情報発信

- ・オリンピック期間中高輪ゲートウェイ駅前特設会場「Takanawa Gateway Fest」にて東北・新潟の情報発信拠点を設置

日本政府観光局(JNTO)による情報発信

- ・オリンピックを契機に東北地方に海外メディアを招請
- ・Webサイト等を活用した海外への情報発信

来ってもらう

交通事業者による訪日外国人向け期間限定割引の実施等

- ・JR東日本管内における期間限定割引切符発売
- ・全日空による東北発着便特別運賃の設定
- ・日本航空による無料航空券の提供や特別運賃の設定

JATA及びANTA会員企業等による訪東北旅行商品の販売

- ・各旅行会社によるオリパラ期間中における訪東北旅行商品の販売促進

楽しんでもらう

スペシャルプログラムの実施(特別な体験)

例1) 競技観戦者への訪東北商品の販売

- 大会期間中、競技会場であるさいたま市と福島県会津若松市間を結ぶバスを運行。
- バスチケットに加え、福島県会津地方の特別コンテンツを体験するSAMURAI ROUTE PASSを販売。



例2) 東北の夏祭りを満喫するスペシャルプログラムの実施

- 競技観戦者に東北の夏祭りを体験できる訪東北ショートトリップ商品の販売。
- 東京2020大会関連イベントへの東北絆まつりの出展。
- 一部の祭りにおいて特別観覧商品の設置。



東北絆まつり



青森ねぶたまつり



秋田竿燈まつり

オリパラ後

継続的な誘客施策により、東北の「秋と冬の魅力」を満喫

(参考)東北デスティネーション・キャンペーンの実施

観光庁・日本政府観光局(JNTO)では、「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたくなる日本へ-」において示された、東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、集中的な訪日プロモーションを、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方自治体及び観光関係者と連携しつつ実施し、東北の魅力を強力に発信しています。

知名度向上

インフルエンサーの活用

影響力を持つ人物を起用した映像を東北で撮影し、東北観光の魅力を発信。



<R1d実績>

○英国の著名人を宮城県・福島県へ招請し、「アクティビティ」「自然」を中心とした映像を撮影。今後、動画サイトや特設サイト等で情報発信予定。

韓国等における風評被害払拭事業

視察ツアーをはじめ、各種メディアを活用した情報配信や旅行会社等との共同プロモーションを実施。



<R1d実績>

○韓国の旅行会社及びブロッガーを秋田県、宮城県へ招請。宮城オルレ等のトレッキングを中心とした視察ツアーを実施。(招請期間：令和1年9月27日～30日)

商談会・旅行会社の招請

イベントや商談会の活用

訪日旅行の販売に力を入れている海外旅行会社等を東北に招請しツアー造成を促進。



<R1d実績>

○中国の旅行会社15社15名を青森県、秋田県へ招請。招請に合わせ、セミナー、商談会を青森県、秋田県と連携し開催。

(招請期間：令和1年9月2日～6日)

○その他にも、豪州、米国、イタリア、スペインの旅行会社を招請予定。

送客促進

オンライン旅行会社等と連携した送客促進

オンライン旅行会社等と連携した東北旅行の情報発信や、販促キャンペーンの実施。



<R1d実績>

○オンライン旅行会社と連携した販促キャンペーン(令和1年9月～令和2年2月)を実施。

海外旅行会社等と連携した共同広告

訪日旅行の販売に力を入れている海外旅行会社等と連携し、東北旅行の共同広告を実施。



<R1d実績>

○マレーシア最大の旅行商戦期(9月)に合わせて共同広告を実施し、東北への誘客を促進。

全世界的に東北への誘客を強力に促進

(参考)福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が「福島県観光関連復興事業実施計画」に基づいて実施する国内向け風評被害対策や教育旅行の再生を支援する。

事業概要

- ・補助対象事業：福島県の早期の観光復興を促進することを目的とする取組（①国内プロモーション②教育旅行再生）
- ・交付対象事業者：福島県 ・補助率：事業費の8/10以内

国内プロモーション

継続的な観光地域づくりに向けた取組体制の構築と福島ならではの地域資源を活かした観光ブランドの育成

観光地域づくり総合推進事業

- ・復興ツーリズムのモデルコース造成
- ・国内観光におけるマーケティング人材の育成

観光地ブランド周遊観光推進事業

- ・「花」「温泉」「日本酒」の観光資源をブランド化しPR
- ・スタンプラリーによる県内周遊の促進
- ・人気キャラクターを活用したふくしまスマイル事業



戊辰戦争150周年を契機として、歴史に興味を持つ方に向け「武士道」「サムライ」をテーマに戊辰戦争ゆかりの地である「鶴ヶ城」や「二本松城」等を周遊する取組を実施。

教育旅行再生

福島ならではの学習プログラム造成と県外への情報発信強化による教育旅行再生

学習プログラム造成

- ・震災語り部の教育的スキルの向上研修
- ・震災学習とセットにした体験プログラムの作成

魅力と安全性の発信

- ・教育旅行関係者の招へい、モニターツアーの実施
- ・教育素材となる観光資源、モデルコースのPR
- ・教育旅行専門誌への広報
- ・教育旅行誘致キャラバンの強化



仮設住宅の生活を余儀なくされている住民の方々と直接対話。住民の方々の生活環境に触れ、いまだ残る震災と原発事故が与えた影響を学ぶモニターツアーを実施。

(参考)公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

項目 指標名	進捗率	項目 指標名	進捗率	項目 指標名	進捗率	項目 指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合)	66% (完了) 99% (着工)	■ 交通網(道路)(直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合)	99%	■ 交通網(港湾) (本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100%(完了)	■ 復興まちづくり(土地区画整理事業※3) (造成工事の着工数、宅地の引渡開始地区※4数、造成工事の完了数の割合)	【地区ベース】 92% (完了) 100% (宅地取引開始) 100% (着工) 【戸数ベース】 98% (完了) 100% (着工)
※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。		※避難指示解除準備区域等を含む。岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。				※供給計画は「住まいの復興工程表」(R1.9末時点)による。	
■ 河川対策(直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合)	100%	■ 交通網(道路)(県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	98%	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数、建築工事に着手した戸数、建築工事が完了した戸数の割合)	99% (工事完了) 100% (工事着手) 100% (用地確保)	■ 復興まちづくり(津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数の割合)	100%(完了)
※旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。				※進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。 ※供給計画は「住まいの復興工程表」(R1.9末時点)による。			
■ 河川対策(県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	95%	■ 交通網(道路)(復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率)	74% (完了) 100% (着工)	■ 復興まちづくり(防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合)	【地区ベース】 99% (完了) 100% (着工) 【戸数ベース】 99% (完了) 100% (着工)	■ 復興まちづくり(造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100%(完了)
				※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(R1.9末時点)による。			
■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合)	100%(完了)	■ 交通網(鉄道) (運行を再開した鉄道路線延長※の割合)	99%				
※復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数の割合	【復興】 28% (完了) 76% (一部供用開始) 100% (着工)	※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。 ※避難指示解除準備区域等を含む(JR常磐線浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)					

※1 海岸対策については、平成27年3月末時点から、復旧のみならず復興も含めた指標とした。「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。
 ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。
 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。
 ※4 宅地の一部を引渡した地区を計上。
 ※ 福島県の避難指示解除準備区域等については、原則除いている。
 ※ 各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。

(参考) 帰還困難区域の復興①

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
- 既に6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。

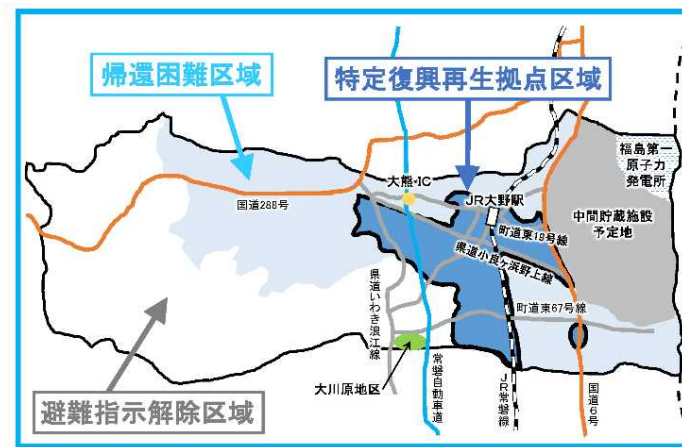
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

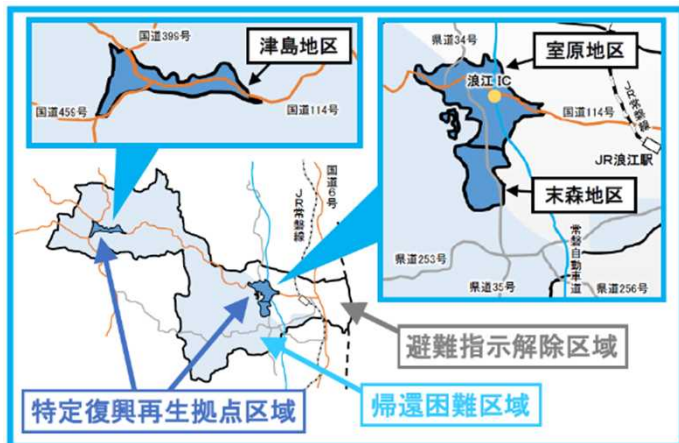
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

(参考) 帰還困難区域の復興②

浪江町 (2017年12月22日認定)



- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町 (2018年3月9日認定)



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯館村 (2018年4月20日認定)



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村 (2018年5月11日認定)



- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 避難指示解除の目標：2022年春